

《第 53 号》「違法な放射線照射食品の行方……」

和田 正江(主婦連合会副会長)

「いわゆる健康食品」として広く飲まれている『青汁』などに使う輸入の大麦若葉の粉末に、食品衛生法で禁止されている放射線照射がされていることが、主婦連合会も参加している照射食品反対連絡会(約 50 の消費者・市民団体及び個人で構成)の検査で分かった。

その青汁の品名は、「株式会社 AFC こだわりの青汁」で、3 月下旬に都内の複数のデパートで購入、民間の検査機構に検査を依頼し、4 月 7 日に「照射済み」との結果報告があった。大麦若葉の粉末の輸入会社名は港区のグリーンバイオアクティブ(GBA)。

連絡会が厚生労働大臣、東京都知事、消費者庁に迅速な対応を求めたところ、輸入事業者が所在している港区が調査を進め、食品衛生法に基づき回収を指示した。みなと保健所によると、昨年 2 月～今年 3 月の輸入量は、20.8t で在庫は 300kg。すでに 5 都府県の 9 社に販売済みで、9 社からさらに枝分かれしており、流通は多岐にわたっているとのこと。なお、同保健所の検査も「照射済み」の結果が出たので回収命令を出したとの説明があった。

食品への放射線照射は、殺虫・殺菌などが目的だが、照射による分解物、アルキルシクロブタノン類には遺伝毒性や発がんプロモーション作用など有害性の指摘があり、日本ではジャガイモの発芽防止を除き、食品衛生法禁止されている。

照射された問題の粉末は、市中に流れ、消費者は健康のためと毎日飲んでいる。回収命令が出たとの情報が消費者に伝わっているとは思えない。被害を拡大させないためにも、リコールの在り方を明記した「リコール基本法」(仮)の制定が求められる。

GBA 社は 5 月 14 日、東京地裁で破産手続きの開始が決まった。グリーン購入を進めようとしている一人としても、「破産でおしまい」は納得できない。皆さんと協力しながら、一歩でも前に進みたい。

以上